

## いじめ防止基本方針

### 1. いじめに対する基本認識

#### [いじめの定義]

当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。

#### [いじめの態様]

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 冷やかされる・からかわれる</li><li>② 仲間はずれにされる・無視される</li><li>③ 叩かれる・蹴られる</li><li>④ 金品をたかられる</li><li>⑤ 持ち物を隠される・壊される</li><li>⑥ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられる</li><li>⑦ パソコンや携帯電話を使って、悪口や嫌なことをされる</li></ul> |
|---|

いじめは、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得るものである」との認識に立ち、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を学校生活全体を通じて、生徒一人一人に徹底し、いじめの問題の未然防止を図るとともに、いじめの小さなサインを早期に発見し、早期に対応することが大切である。そのためには、学校・家庭が連携して、いじめの問題に取り組む必要がある。

### 2. 早期発見に向けて

- ① いじめは「どの子にも、どの学校においても起こり得る」また、「暴力を伴わないいじめ」については、目に見えにくいと同時に、どの生徒にも起こりうるものであり、しかも、大半の生徒が巻き込まれるものであるという認識のもと、生徒の小さなサインを見逃すことがないように、日頃からの行動観察や個人面談、手帳やホームワークプランナーの内容などをもとに生徒の状況把握に努める。
  
- ② また、定期的にいじめアンケート調査を実施し、いじめの早期発見・早期対応に資する。(7月・12月・3月)

### 3. 早期解消に向けて

- ① いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する生徒や保護者にご理解いただける解決をめざす。また、クラス担任等の特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で情報を共有し、生徒指導委員会、特別支援教育委員会、スクールカウンセラー等とも連携しながら、指導の方針を検討する。
- ② 関係生徒には行為の善悪をしっかりと理解させ、反省を促す。

### 4. 未然防止に向けて

- ① 「認めてもらっている」という自己有用感を持たせ、「思いやりの心」を育みながら、ささいな事柄が深刻な事態へとエスカレートしないような状態をつくる。
- ② すべての生徒が活躍できる場や機会を準備するようにして、生徒の主体的な活動の中から、生徒同士と一緒に活動することを通して、絆をつくりあげていく。
- ③ 生徒が安心・安全に学校生活を送ることができると感じられるような「場」として、クラス、学年、学校をつくり、生徒の居場所をつくっていく。